

商標権の行使が権利濫用に当たるとされた事例

—極真会商標権侵害差止等請求控訴事件—

知財高判平成29年5月17日 平成28年(ネ)第10076号(裁判所ウェブサイト)

岩手大学 非常勤講師・弁理士 佐藤 祐介

◆事案の概要

著名な空手家大山倍達ますたつ(以下、O)は、国際空手道連盟極真会館(以下、極真会館)を1964年に設立し、自ら創設した空手の一流派である極真空手の教授・指導・普及、弟子の育成、全日本大会や全世界大会等の各種大会の企画・運営等にあたり、その館長ないし総裁と称され、絶対的な存在としてのカリスマ性を有していたが、1994年に死去。

この死亡当時、極真会館は、国内において、総本部、関西本部のほか、55カ所の支部、550の道場、会員数50万人を有し、世界130カ国、会員数1200万人を超える規模となっていた。各支部長・道場主は、Oより極真空手を称して空手教授を行うことの許可を受けた独立自営の事業者である。極真会館の組織および運営については「国際空手道連盟・規約」等が定められ、これらには、極真会館が道場生、委員、師範、相談役、総裁、理事、顧問、理事長、会長から構成されることやその運営が委員会または理事会の決議により行われ、全国各地に支部が設置されること、Oの任命を受けた支部長は道場を開設し、各種大会へ選手を派遣して大会の運営に協力する義務、支部長会議等への出席義務等を負うことなどが定められていた。また、支部長による極真関連標章については委員会の承認なしに無断で使用できないと定められていた。なお、極真会館の館長や総裁の地位の決定や承継に関する定めはなかった。

もっとも、具体的な組織運営では、上記諸規定によらずにOの個別的裁量によって判断されることもあった。また、支部長は、物品の販売等を制限する定めはあるものの、上記義務を果たす限り、道場や各種大会等において極真関連標章を自由に使用することができた。

Oは、自らの後継者を公式に指名することなく1994年4月26日に他界したが、極真会館は、世襲制を採用するものではなく、Oは、生前「私はこの空手の組織を自分の子どもに譲ることも考えていない。武道の修行をし、この道を極めるものでなくては、この道の指導はできぬ。もし、自分の血縁にこれを譲るようなことをすれば、それは自分の歩んできた道を汚すことになる」と述べていた。

同年5月10日に開かれた支部長会議において、O死亡の直前に作成された松井章圭(以下、M)を後継者とする旨のOの危急時遺言に従い、訴外Mの極真会館の館長就任が承認された。Mは、1976年に極真会館に入門し、全日本大会優勝、全世界大会優勝などの成績を修め、1992年、極真会館の本部直轄道場を開設して支部長に就任した空手家である。

ところが間もなく、極真会館の内部で対立が生じる。翌1995年2月にはOの妻・大山智弥子が自ら極真会館2代目館長を襲名したと宣言する。同年4月には支部長会議においてMの館長解任が決議される。こうして、極真会館は、M派、遺族派および支部長協議会派に分裂した。支部長協議会派はその後一部が分裂し、超党派の全日本極真連合会を結成する(2001年1月)。上記遺言については東京家庭裁判所に確認審判の申立てがなされたが、却下され、無効であることが確定している。

Mは、自らを代表取締役とする株式会社国際空手道連盟極真会館(以下、Y)を設立するとともに、極真関連商標について他の支部長らの了承を得ないまま自己名義で1994年4月より順次、商標登録出願し、登録を得た。他派は、極真関連標章の使用についてMから商標権に基づく

妨害を受けるようになったため、2002年、全日本極真連合会に属する旧支部長ら（10人）は、Mが商標権に基づき極真関連標章の使用差止めを求めることは権利の濫用に当たるとして、差止請求権不存在の確認等を求めて東京地裁および大阪地裁に訴訟を提起した。一審では東京地裁および大阪地裁とも原告旧支部長らの勝訴に終わった（東京地判平15・9・29裁判所HP、大阪地判平15・9・30裁判所HP判タ1145・255）。Mは大阪地裁判決については控訴したが棄却されている（大阪高判平16・9・29裁判所HP）。

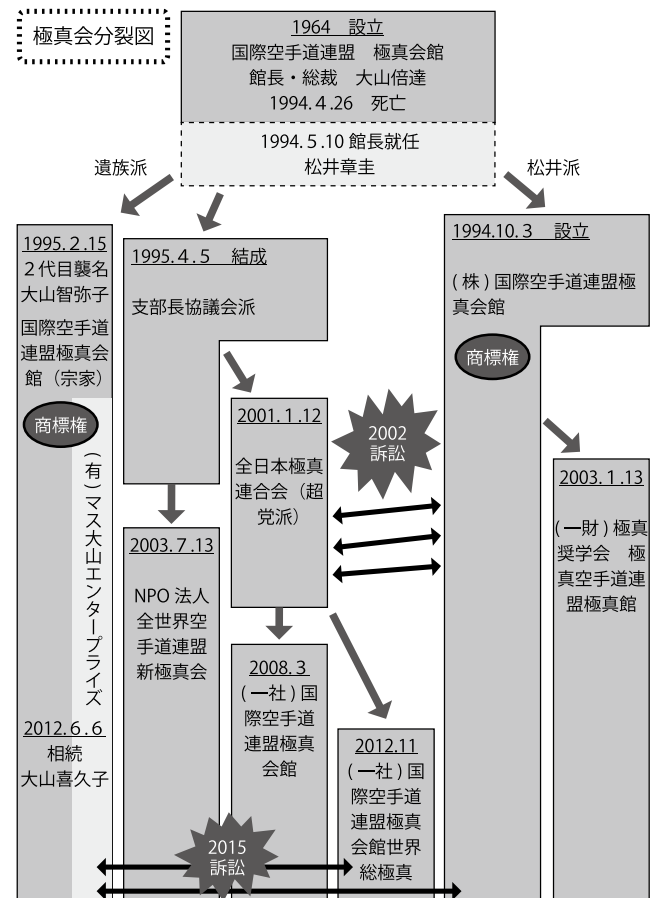
大山喜久子（以下、X1）はOの三女であり、母・大山智弥子の死去（2012年6月）により、Oの権利義務を単独で承継することとなった。O死亡当時、極真会館の事業活動には関与していなかったが、1999年3月に裁判上の和解に基づいてMらから極真会館総本部の建物の引渡しを受け、その建物を利用した極真会館の事業を行うようになった。その後、X1と同人が代表取締役を務める有限会社マス大山エンタープライズ（以下、X2）は本件の6件の商標について登録出願し（2003～2012年）、商標登録を受けた（2009～2013年）。

2015年、X1およびX2が原告となり、極真関連標章を使用しているYを被告として、Yの各標章の使用がX1らの商標権（登録5207705号ほか5件）を侵害すると主張して、その使用等の差止めを求めるとともに損害賠償を請求して東京地裁に訴訟を提起した。この6件の登録商標は、「極真」の文字と「KYOKUSIN」の文字を組み合わせたもの、「極真空手」の文字と「KYOKUSIN KARATE」の文字を組み合わせたもの、「極真会館」の文字と「KYOKUSINKAIKAN」の文字を組み合わせたもの、「極真会」を筆で縦書きした草書体風のもの、「KYOKUSHIN」の文字からなるものなどであり、Y各標章はこれらに類似している。

Yは、上記大阪地裁判決を引用しながら、X1らは、Oの死後、Y各標章をYが使用していることを認識していたにもかかわらず、Oの死亡から9年経過した2003年以降になって本件各商標に係る商標登録出願をし、さらにその一部について商標登録を受けた2009年から6年以上経過してから本件訴訟を提起している、としたうえ、本件各商標に係る商標登録出願を長期間放置していたX1らが、Y各標章の周知性・著名性の獲得に対する寄与がはるかに大きいYに対して本件各商標権を行使することは、極めて不当であり、同判決の判断枠組みに照らしても、本件請求は

権利濫用として許されない、と主張した。

これに対してX1らは、同判決は、Oの許諾を得て極真関連標章を使用していた極真会館の構成員Mが無断で商標登録を受けて商標権を行使した事案であることから、その権利行使は、商標権者Mが極真会館の後継者であるとの根拠がなかったことを理由として権利濫用であると判断したものであるのに対して、本件は、Oの一切の権利義務を相続により承継した相続人であり後継者であるX1、X2が商標権を行使する事案であって、前提事実が異なり権利行使は正当である、と主張した。また、O生前の極真会館は社団性を有しないOの個人事業であり支部長のMはO個人の被用者にすぎず、極真関連標章の周知性・著名性獲得にMの寄与があったとしてもそれはOに帰属するものであり、Oの死後においてはMの寄与は自らをOの正当な後継者であると称して第三者を誤解させ、無効な商標登録を受けてX1の親族や他の支部長らの事業拡大を妨害したMの不当な行為による結果であって保護に値しないこと、Yは極真空手の最大の特徴であるフルコンタクトルールを放棄する



旨表明したことなどから、X1らの権利行使が正当であると主張した。

争点は、X1らの請求が権利濫用に当たるか否か（争点1）および損害の有無および額（争点2）であるが、原審（東京地判平28・6・30裁判所HP判時2319・116）は、争点1について、Y各標章の周知性・著名性獲得に対しては、Oの生前においてはOおよびMを含む支部長らの寄与があり、Oの死後においてはMおよび同人が代表取締役を務めるYの大きな寄与があったことなどを考慮し、X1のYに対する商標権に基づく権利行使は権利の濫用に当たるとした。さらに、極真関連標章の主体としての地位が相続の対象となる財産権であるとはいえないこと、極真会館は社団性を有するというべきであること、等を加えている。

そして、争点2については判断するまでもないとして、X1らの請求をいずれも棄却した。そこで、X1らはこれを不服として、極真関連標章はO個人の活動を示すものとして周知・著名となったのであり、極真関連標章に関する法的利益はO個人に帰属するものであるから、極真会館の総裁に帰属する法的利益ではない、極真会館が社団性を有することはない等の5点を補充的に主張していずれも控訴した。

◆判旨—控訴棄却（確定）—

X1らのYに対する請求が権利の濫用に当たるか否かについて、次の①、②の事実を認定する。①Mは、分裂前には支部長として「極真会館の許可を得て極真会館を示すY各標章を継続的に使用し」、分裂後もMが代表取締役を務めるYがその使用を継続し、Y各標章は「本件各商標の商標登録出願当時はもとより、Oの死亡後にあっては、極真会館又はその活動を表すものとして広く一般に知られていた」。②「X1は、Oの子であり、相続により同人の権利義務を単独で承継したものの、O死亡当時、極真会館の事業活動に全く関与せず、Oが後継者を公式に指定せず又は極真会館において世襲制が採用されていなかったことからすると、極真会館の事業を承継した者ではない」ものであり、「X1らの活動は、O死亡後に分裂して発生した極真会館の複数団体のうちのひとつにとどまる」。

「これらの事情の下においては、本件各商標は、Mも相当な寄与をして形成された極真会館という団体の著名性を無償で利用しているものに外ならないというべきであり、客観的に公正な競争秩序を維持することが商標法の法目的

の一つとなっていることに照らすと、X1らが、極真会館の許諾を得てY各標章を使用して極真会館としての活動を継続する者に対して本件各商標権侵害を主張するのは、客観的に公正な競争秩序を乱すものとして、権利の濫用であると認めるのが相当である（最高裁昭和60年（オ）第1576号平成2年7月20日第2小法廷判決・民集44巻5号876頁参照）」

大阪地判平15・9・30は「極真関連標章はOの死亡後も極真会館を表すものとして需要者の間に広く知られており、極真会館内部の構成員に対する関係では、Mが極真関連標章の商標登録を取得して商標権者として行動できる正当な根拠はないなどとして、Mの上記商標権の行使が権利濫用であるとし」、その控訴審である大阪高判平16・9・29も「極真関連標章に関し自己名義で商標登録を受けたとしても、極真会館の外部の者に対する関係ではともかく、極真関連標章の周知性・著名性の形成に共に寄与してきた団体内部の者に対する関係では、少なくとも極真関連標章の使用に関する従来の規制の範囲を超えて権限を行使することは不当であるというべきであり、Mによる上記商標登録に係る商標権の行使は権利の濫用に当た」と判示しており、「上記の理は、本件についても当てはまる」。

X1らの5点の補充主張は、いずれも「採用することができない」。

◆評釈—結論賛成、理由には疑問あり—

1. 本判決の位置づけ

本判決は商標権に基づく権利行使が権利濫用に該当すると判断するにあたり、ポパイ事件最高裁判決（最2小判平2・7・20民集44・5・876）が示した2つの要件ないし考慮要素をそのまま採用した初めての判決^{*1}のようにみえる。

同最判は、①商標権者が漫画の主人公ポパイの人物像の著名性を無償で利用していること、②相手方が著作権者の許諾を得てポパイ文字の標章を付した商品を販売していること、これら2つを考慮要素とすることにより権利濫用の成立を認めており、本判決は、これに従い、①商標権者X1らが他人の獲得した標章の周知性・著名性を無償で利用していること、②Mが分裂前に許諾を得て標章の使用を開始し分裂後にはM自ら代表者を務めるYがその使用を継続していること、これら①、②を考慮してX1らの商標権に基づく権利行使を権利濫用として排斥する。

しかしながら、本判決の考慮要素①については疑問がある。判旨認定のとおり、X1らは「O死亡後に分裂して発生した極真会館の複数団体のうちの一つにとどまる」ものであり、X1は「極真会館の事業を承継した者ではな」いものの、X1らも極真会館を名乗る団体の一つとして標章の使用を継続することにより、Yほどではないものの、その周知性および著名性の獲得・維持について、一定程度寄与している。そのため、商標権者X1らが他人の獲得した標章の周知性・著名性を無償で利用しているということには無理があろう。

一方、本判決は、本件と事案をほとんど同じくする前記大阪地判および大阪高判を引用してこれらの判旨の示す「理は、本件についても当てはまる」と判示している。

そうすると、本判決は、これら大阪地判・大阪高判に沿うものなのだろうか。

2. グループが分裂した場合の他の裁判例

(1) 商標権侵害訴訟においては権利濫用法理を適用した多数の例が見られ、それらでは権利者側と、商標権を侵害しているとされる相手側の、双方の事情を考慮して、権利濫用に当たるかどうかが判断されている。それらの考慮要素はいかなるものであるかについては先行研究が蓄積されている^{*2}が、権利者側の事情として権利取得過程、権利行使の態様、相手方の事情として使用による信用蓄積の状況、使用権限等が考慮要素とされており、妥当であるとされている^{*3}。ここではグループが分裂した場合の裁判例をさらに検討する。

[I 事件] 箏曲家元事件 (東京地判平21・3・12 D1-Low.com ID28153617 牛木理一「判批」特許ニュース12530号2009年6月)

X、Yはともに二代真佐喜(家元)の養子であり、二代真佐喜の逝去(1996年)によりともに相続人となった。Xは家元の芸名と同名の氏名に係る商標登録出願し(1998年)その登録を受けた(1999年)。同商標と類似の標章をYが使用しているので、Xは商標権に基づきYに対してその使用差止めを求めた(2008年)。

裁判所は、「本件商標は、初代真佐喜と二代真佐喜の名跡に由来するものであること、……二代真佐喜との関係においてXとYとはほぼ同等の立場であって、Xが唯一の『正当な地位』を有する本件商標の出願人として、その登録を

許されたとまでは認め難いこと、Yは、Xと同じく二代真佐喜と由縁があり、平成9年[1997年]以降一貫して芸名として……[Y標章]を使用して演奏会活動等を行っていることに鑑みるならば、Xが本件商標権に基づき、……商標の独占を主張して、Yに対し、その提供する箏曲の演奏、箏曲の技芸の教授という役務について、本件商標と実質的に同一であると認められるY標章を使用することの差止めを求めることは、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たる」と判示した。

[II 事件] 池坊事件 (大阪高判平18・9・20裁判所HP)

華道および煎茶道の流派(華道専正池坊および日本礼道小笠原流)の事務局長であったYが、2003年12月5日ごろから、4代目家元Xは辞任し自ら5代目家元になったと称して、「華道専正池坊」等の名称を使用して華道および煎茶道の教授、普及その他の活動を始めたため、4代目家元である商標権者のXが、Yに対し、2004年1月に商標権に基づき流派の名称等の使用差止め等を求めて訴訟を提起した。

裁判所は、Yはあくまで事務局長であって事務処理の範囲で本件流派の名称等を使用することができるにすぎず、家元の本件事務局に対する業務委任の趣旨に背いて、Yが家元を名乗る場合にまで本件流派の名称等を使用できるのではないのであるから、Yの行為はXの商標権を侵害するとした。Yは、本件紛争の実態は、Xによる分派、独立に端を発するものであり、本件流派の分派にすぎないXが、Yに対し、本件流派の名称等の使用差止めを求めることは権利の濫用であると主張したが、家元は事務局長に事務処理を委任してただけであり、事務局長であるYが本件流派の家元と同等視できる地位にあり、本件流派の事業活動の実質的な主体であったとまではいえないとして権利濫用の主張を斥けた。

[III 事件] 梅花堂事件(大阪高判昭40・1・22判時407・34 谷暢男「判批」ジュリスト390号140頁1968年2月)

梅花堂会は7人の会員により結成されたものであるが、その会員Aが登録した「梅花堂」商標について会員は各平等の権利をもって使用し得ることとなっていた。Aは、会員Bが15年以上にわたり「梅花堂」商標を使用してよかん製造・販売をすることを承諾し、BがY会社を設立するやこれに入社して代表取締役になり同社の販路拡大に努め、その後Aは退社して自らのX会社を設立し自己

の商標権をこれに譲渡した。Aの退社までに、ようかんに付せられた「梅花堂」の商標は同ようかんがY会社の製品であることを示すものとして広く知れわたっていた。このような事実認定の下で、X会社のY会社に対する商標権に基づく差止め等の請求を次のように排斥する。

「梅花堂」商標の周知性獲得についてはAの入社および「その後の同人の努力があづかつて大いに力があつたものと認められるのであるが、しかしそれは結局同会社の内部における問題たるにとどまり、外部に対する関係においては同会社の商標はAの製品を示すものとしてではなく正しく同会社の製品を示すものとして使用され一般からもまたそのように認識されていたこともまた明らかなことである」
「自由競争の公正を確保するため需要者に対して商品の出所（旧法）乃至品質（新法）の識別を可能ならしめようとするのが同権利〔商標権〕……であるといえるから、その有する独占的機能も他の通常の権利と同じく内在的な制約を免れないものであり、したがってY会社がAの承諾乃至協力のもとに多年独立して使用してきた商標がすでに周知性をもつた本件のような場合においてすらも、右承諾乃至協力をした当の本人……A又はその後継人であるX会社において単に商標権者であるというのみの理由にもとづき、その他なん等特段の事由がないのに拘らず、Y会社に対しその従来使用してきた商標の使用を禁止しようとするのは余りにも商標権の独占的効力のみを重視して商標の有する出所乃至品質の表示機能及び他の法的諸要請を無視するものといわなければならない」

（2）これらの例で、裁判所は、I事件ではYは10年以上使用継続して信用蓄積しており、XはYと同等の立場であることから、Xが商標の独占を主張することは権利の濫用に当たる、とした。II事件では、Yは5代目家元と称した活動としては1カ月程度しか標章使用しておらずそれ以前は流派の事務局長なのでY自身のものであるとしての標章の使用があったわけではなくYの信用蓄積はないこと、Xは流派を統率する家元でありYはその流派の事務局長にすぎないという関係からYに何らかの使用権限があるわけではないこと、これらよりXの権利行使は権利濫用ではないとした。またIII事件では、Yは商標権者の許諾の下に15年以上使用を継続して信用蓄積していることからその使用を継続することはできるとみて、そうであるなら商標権者であること以上の何らかの正当な根拠なしにはXの権利行使は権利

濫用に当たるとしたと考えられる。

このように裁判所は、グループが分裂して各分派が標章使用による信用蓄積をしている場合には各分派は標章使用を継続することができ、商標権を有する一分派が他分派の標章使用を差止めるためには商標権を有する以上の何らかの正当な根拠が必要であるとし、そのような根拠のないI事件やIII事件では権利濫用に当たるとしたと思われる。これに対し、II事件は、そもそもグループが分裂して各分派が標章使用による信用蓄積をしている場合ではないので、そのような根拠がなくても権利濫用には当たらないとしたものである。

3. 本判決の考慮要素に対する検討

本判決が「理は、本件についても当てはまる」とする大阪地判は、「複数の事業者から構成されるグループが特定の役務を表す主体として需要者の間で認識されている場合、その中の特定の者が、当該表示の独占的な表示主体であるといえるためには、需要者に対する関係又はグループ内部における関係において、その表示の周知性・著名性の獲得がほとんどその特定の者に集中して帰属しており、グループ内の他の者は、その者からの使用許諾を得て初めて当該表示を使用できるという関係にあることを要」し、「そのような関係が認められない場合には、グループ内の者が商標権を取得したとしても、グループ内の他の者に対して当該表示の独占的な表示主体として商標権に基づく権利行使を行うことは、権利濫用になるというべきである」としたうえで、商標の周知性・著名性の獲得がOに集中しており、Oはその存命中、極真会館の構成員が本件商標を使用することについて特段の制限を設けなかったのであるから、極真会館の後継者であることの根拠が存在しないMは、対外的（極真会館の外部の者に対する関係）にはともかくとして、極真会館内部の構成員に対する関係では、自己が商標権を取得して、商標権者として行動できる正当な根拠はなく、生前のOから承認を得て、本件商標を用いている極真会館の構成員に対して、本件商標の使用差止めを求めることは、権利濫用に当たる、とした。

また大阪高判は、「本件商標の周知性・著名性は、Oというカリスマ性を有する人物の存在と、O存命中の極真会館に属する支部長等の、極真会館の名称下での、長年にわたる……活動によってもたらされたものであるから、「本

件商標自体は、Oの生前から、O個人ではなく、極真会館という団体（任意団体）に帰属していたものといえるが、Oは後継者を指名せずに他界し、その後、Mに館長の地位を承継させるとの団体構成員の総意の形成もない以上、Mは、自己名義で商標登録を受けたとしても、「極真会館内で、Oの承認の下に、本件商標を使用して空手の教授……等の活動を行ってきた団体内部の者に対して、独占的な権利を主張し得る正当な根拠を有しないものというべきであ」って、「本件商標の周知性・著名性の形成に共に寄与してきた団体内部の者に対する関係では、少なくとも本件商標の使用に関する従来の規制の範囲を超えて権限を行使することは……権利の濫用に当たり許されない」としている。

したがって、これら大阪地判・大阪高判の「理は、本件についても当てはまる」と述べていることから、上記本判決における考慮要素①は、①a X1らは極真会館という団体を承継した者ではないこと、しかも①b X1らは標章の独占的な表示主体ではないこと、と修正したと解することができる。①bについては、極真関連標章の周知性・著名性の獲得がX1らに集中しているわけではなく、Yを含む他の分派がX1らから許諾を得て初めて極真関連標章を使用できるという関係はないので、X1らは他派に対し標章の独占を主張し得る独占的な表示主体ではない、とするものである。

4. むすびにかえて

思うに、グループが分裂したが、各分派は従前どおりグループの標章を使用して同じ品質の商品・役務を提供し続けている場合には、需要者から見ると分裂前後を通じてあまり変わらず、出所表示・品質保証の機能も損なわれるわけではない。そうすると、商標権を有する一分派がその商標権に基づいて他分派の使用を禁止しようとするのは、

需要者には単なる「内輪もめ」としか映らず重要なことではない。他分派も、そのグループ標章の使用を続けることで、（分裂したとはいえ）グループ全体の信用を蓄積し、同時にその分派自身の信用としてもそのグループ標章に蓄積しているといえるのであるから、一分派の商標権によって、その使用を禁じられる理由もない。その使用が禁じられるとすれば、商標権があるという以外に何らかの正当な根拠が必要とされるのではないか。

従前の裁判例はこのように考えていると思われ、このことは、極めて妥当なであろう。

本判決もこうした考えの下に、商標権者X1らが他派Yに対して独占権を主張するには商標権を有することだけでなく正当な根拠が必要であるとしたものである。本判決は、グループ標章（極真関連標章）の周知性獲得がその商標権を有する一分派X1らに集中して他分派Yはその者から許諾を得てその標章を使用しているという事実が認められないので、X1らはYに対し標章の独占を主張し得る独占的な表示主体とはいえず、他分派Yに対する権利行使の正当な根拠がない、としたものと理解できる。

このようにして、商標権者X1ら側の考慮要素として前記①a、①bを取り上げて権利濫用に当たると判断したと解することができ、このような理解によれば本判決は極めて妥当なものと思われる。

そして、本判決は、グループ内の「内輪もめ」を権利濫用法理によって強制的に調停したとみることもできる。権利濫用法理には、その機能として、立法の不備を補いあるいは立法を促すような規範具体化・規範創造機能、私権間の利害を調整する一種の強制調停の機能があるとされる^{*4}ので、この点からも妥当であろう。

（さとう ゆうすけ）

※1）商標権を巡る訴訟において同最高裁判決を明示的に引用して権利濫用の成否を判断する裁判例は、エマックス事件最高裁判決（最3小判29・2・28民集71・2・221）、モンシュシュ事件大阪地裁判決（大阪地判平23・6・30判時2139・92）、ジェロヴィタル化粧品事件東京地裁判決（東京地判平17・10・11判時1923・92）の3つほどが見られるにすぎないが、それらではいずれも同最判が示した2つの要件ないし考慮要素（①他人が獲得した著名性を無償利用した商標、②権利者からの許諾を得た相手方の使用）をそのまま適用して権利濫用の成否を判断しているわけではない。

※2）渋谷達紀『知的財産法講義Ⅲ』（有斐閣、第2版、2008年）478頁、高部真規子「商標権の行使と権利の濫用」

牧野利秋ほか編『知的財産法の理論と実務3〔商標法・不正競争防止法〕』（新日本法規、2007年）113頁、光石俊郎「商標法において権利濫用とされた裁判例の再構築（試論）」中山信弘ほか編『知的財産権 法理と提言 牧野利秋先生傘寿記念論文集』（青林書院、2013年）863頁、畑郁夫「権利濫用の抗弁から権利行使制限立法への変遷—主としてその系譜的考察」高林龍編『知的財産法学の歴史的鳥瞰〔現代知的財産法講座Ⅳ〕』（日本評論社、2012年）67頁、92頁などを参照。

※3）前掲※2）高部真規子「商標権の行使と権利の濫用」。

※4）谷口知平ほか編『新版注釈民法（1）総則（1）〔改訂版〕』（有斐閣、2002年）148頁〔安永正昭執筆〕、165頁。